

納税貯蓄組合制度廃止のお知らせ

平成22年3月末で廃止になります

本制度は、昭和40年代から昭和60年代にかけて納税貯蓄組合法に基づき、合併前の旧町村において条例が制定され、阿蘇市に移行されたものであります。近年の個人情報保護法や同条例の施行によるプライバシーに対する納税者の意識の向上によって、口座振替や自主納付が大半を占めるようになってきました。

また、特定の組織（納税貯蓄組合）だけに事務費を交付することは、組織に未加入の納税者からみれば納得できないものであり、税の公平性を確保する観点からも見直しが迫られ、廃止することはやむを得ないという結論になりました。

これまで長年にわたり、納税貯蓄組合の皆様が市税の納付推進に果たされてきた功績は誠に多大であり、衷心より厚くお礼と感謝を申し上げます。

昭和40年代から昭和60年代にかけて納税貯蓄組合法に基づき、合併前の旧町村において条例が制定され、阿蘇市に移行されたものであります。近年の個人情報保護法や同条例の施行によるプライバシーに対する納税者の意識の向上によって、口座振替や自主納付が大半を占めるようになってきました。

【今後の納付方法】

納税貯蓄組合廃止に伴い、これまでのように組合を通じて市税を納付することができなくなります。

平成22年度からは次のいずれかの方法のどちらかで納付していただることになります。

- ① 口座振替により、指定の口座から振替納付する。（直接、取扱金融機関で振替の手続きを行ってください。通帳と届出印をご持参ください。）
- ② 郵送される納付書を持って阿蘇市役所（本庁・支所）、肥後銀行、熊本ファミリー銀行、熊本県信用組合、阿蘇農業協同組合、郵便局のいずれかの窓口で、直接納付する。

12月11日に、益城町総合体育館において「第2回市町村・県合同公売会」が催され、阿蘇市も参加し、滞納者より差押えた物品を公売しました。差押えた物品20点を持ち込み、入札により16点が49,867円で売却されました。売却代金は、それぞれの滞納市税に充当しました。これからも、再三の催告に応じない滞納者は、家宅捜索等による差押さえを執行して滞納税の徴収に鋭意努めてまいります。

なお、2月6日（土）には「第1回阿蘇市公売会」を阿蘇市役所で予定しております。

当日は、差押された物品を多数出品しますので、皆様のご来場をお待ちしております。（開催時間等の詳細につきましては後日、区長回覧にてお知らせします。）

問い合わせ先

税務課

☎ 22-3148



益城町で開催された「第2回市町村・県合同公売会」の様子

問い合わせ先
税務課 収税係
☎ 22-3148

第1回阿蘇市公売会開催決定

2月6日（土）